

九州女子大学・九州女子短期大学
公的研究費の不正使用に係る調査委員会に関する申し合わせ

令和3年11月25日
理事長 裁定

この申し合わせは、九州女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程及び九州女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、調査委員会について必要な事項を定める。

1. 規程第9条第2項第2号に定める委員は、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有しない本学職員及び本学以外の福原学園に所属する職員から、最高管理責任者が推薦する者とする。
2. 調査委員会が行う調査の対象は、告発もしくは監査によって不正使用が疑われる研究者、不正使用に関係があると認められる職員及び取引業者等とする。
3. 規程第9条第5項に基づき、調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額について認定するものとする。
4. 調査委員会の調査及び認定に関して、本申し合わせ、規程及び学内諸規程に定めのない事項に関しては、文部科学大臣が決定する「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」など関係規程等によるものとする。

附 則

この申し合わせは、令和3年11月25日から施行し、同年4月1日から適用する。